

鹿児島県浄化槽事務取扱要領の一部改正について

令和7年12月5日

生活排水対策室

1 改正の理由

建築基準法及び浄化槽法関係省令の改正並びに令和8年1月から建築確認申請手続きの電子申請を開始予定により、紙申請となっている浄化槽審査書（第4号様式）の浄化槽審査書手続きを改正しようとするもの。

2 改正の概要

（1）建築基準法第7条の改正によるもの

- ・国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築等をしようとする建物について、その計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査及び当該工事を完了した場合における検査等を指定確認検査機関が行うことを可能とする。

（2）浄化槽法関係省令第6条の改正によるもの

- ・浄化槽法関係省令第6条に規定する駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給の回数について、第4項から第5項に変更。

（3）建築基準法第6条の建築確認申請手続きの電子申請の開始によるもの

- ・従来浄化槽設置者が紙申請で行っている浄化槽審査書（第4号様式）について、建築確認申請手続きが電子申請の場合は、浄化槽審査書のデータ化を行い、添付資料として確認申請の手続きを行うことに変更。

3 改正の経緯

公共施設の建替えや再建により計画通知が急増し、建築主事が円滑に審査・検査等を行うことが困難となることから、建築基準法第7条の改正により指定確認検査機関による審査・検査等が可能となった。

浄化槽の設置手続きについて、令和5年9月6日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長の通知により、浄化槽設置届の電子化を積極的に進めたいと記載され、建築確認申請手続きは、浄化槽審査書の添付は不要であるが、本県においては、適切な法定検査や維持管理の実施を維持するため、建築確認申請の電子申請の場合は、浄化槽審査書をデータ化し、確認申請の添付資料として手続きを行うこととする。

4 施行期日

要領改正は、令和8年1月1日から施行する。